

議案第101号

石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年8月27日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等の適正化等を図るため。

## 石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条第1項及び第24条第7項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

### 附 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。